

2018年1月22日

国際教育事務室

明治大学外国人留学生の皆様へ

一時出国届の提出について

休暇期間中に一時帰国、または、他の国に旅行に行く等で日本を離れる場合、必ず事前に「一時出国届」を国際教育事務室または中野キャンパス低層棟3階事務室に提出してから出国してください。

1. 一時出国届（私費外国人留学生）
2. 一時出国届（国費外国人留学生）
3. 海外渡航届（社員寮に住んでいる私費外国人留学生）

※交換留学生は、1. 一時出国届（私費外国人留学生）を提出してください。

【その他注意事項】

1 家賃未納について

休暇期間中に、不動産業者から大学宛てに学生の家賃未納の連絡がくることがあります。一時帰国、または、他の国に旅行に行く場合は、家賃支払状況を確認してから、出国するようにしましょう。

2 休暇期間中の事務取扱時間

通常とは異なります。詳細は掲示板もしくはホームページで確認をしてください。

以上